

事故情報分析タスクフォースについて

- 事故情報分析タスクフォース(以下、TF)は、消費者庁において集約する消費者事故情報(生命・身体被害に関するもの)について、消費者庁として独自に対応が必要な案件を抽出し、迅速・的確に分析・原因究明を進めていくために必要となる助言・指導を行う
 - ・ 原因究明・分析を進める課題や方法の選定
 - ・ 試験研究機関、検査機関等に実施を委嘱した分析結果の評価
 - ・ その他原因究明・分析の推進に必要な事項

事故情報データバンク

- 消費者安全法、消費生活用製品安全法等に基づく事故情報の集約
例) 製品事故、食中毒事故、遊具事故 etc

他のデータセット

- 関係機関の協力に基づく情報収集
例) 本棚転倒事故、家庭用品による中毒事故、ライター火遊びによる火災事故 etc

医療機関ネットワーク

- 医療機関の中から、協力機関を委嘱し、定期的に要注意情報の提供を受ける

同種・類似事故の発生状況確認

↑ Access

TF

指導、提案

I. 要注意事案の抽出

- ・ 重大性、多発性、特異性などを勘案して要注意事案の抽出
- ・ 専門性の高い分野については転帰・症例等を詳細に調査

II. 分析・原因究明の推進

- ・ 実態の追跡調査、同種・類似事案の精査
- ・ 専門的な関連試験研究機関等に分析を委嘱
 - ・ 国立試験研究法人
 - ・ 大学研究室
 - ・ 民間検査機関 etc

指導

専門性の高い分野について、分析方法の指導、研究者、研究機関の推薦等

III. 事故防止対策の実施

消費者に対する注意喚起、事業者に対する改善要望、行政における安全基準の見直し等に反映

助言

必要に応じ効果的・効率的な事故防止対策の方針検討

家庭用品による中毒事故の重篤な事例

物質	把握総数	重篤な事故数	入院率
キャンドルオイル	4	3	75%
灯油	56	8	43%
ボタン型・コイン型電池	63	1	21%
樟脳/ナフタリン/パラジクロベンゼン剤(防虫剤)	74	0	16%
除光液	72	1	14%
衣料用洗剤-粉末	62	3	5%

医療機関受信例の調査結果(日本中毒情報センター:2003~2009)



本棚の転倒に関する振動実験

例) 子供に関する事故防止策として、文部科学省、厚生労働省等の関係機関と連携し、文教施設、児童福祉施設等において注意喚起

事故情報分析タスクフォース メンバー名簿

大前 和幸	慶應義塾大学医学部教授
黒木 由美子	(財) 日本中毒情報センターつくば中毒 110 番施設長
小松原 明哲	早稲田大学理工学術院創造理工学部教授
澤田 淳	京都第二赤十字病院名誉院長
中島 勸	東京大学大学院医学系研究科准教授
新山 陽子	京都大学大学院農学研究科教授
升田 純	弁護士、中央大学法科大学院教授
松田 りえ子	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
向殿 政男	明治大学理工学部教授
山中 龍宏	緑園こどもクリニック院長

消費者事故情報等の収集・分類と分析・原因究明の推進について

1. 消費者事故情報等の通知状況

- 消費者安全法に基づき、生命・身体被害に関する消費者事故等として消費者庁に通知された事案は2602件（関係行政機関2027件、地方公共団体等575件）（平成22年10月31日時点）
- そのうち約1／4（628件）が重大事故等（関係行政機関444件、地方公共団体等184件）
- 重大事故等に関する追跡調査により、関係行政機関からの通知事案419件は、対策済202件、対策検討・実施中129件、分析着手64件、未進展その他8件、消費者事故等に該当せず16件に分類。また、地方公共団体からの通知事案171件は、対策済45件、対策検討・実施中4件、分析着手51件、未進展その他40件、消費者事故等に該当せず15件、その他（非公表希望等）16件に分類（平成22年9月30日時点）
- 以上のような分類作業を踏まえながら、消費者庁として独自の対応が必要な事案を抽出し、分析・原因究明を推進

2. 要件事案の抽出

(1) 考え方

- 消費者庁として独自に分析・原因究明に取り組むべき課題について、以下のような観点を中心として検討し抽出
 - (重要性)
 - ・被害の重大性：消費者事故等による被害の程度(死亡・重篤事例を重視)
 - ・事故の多発性：同種・類似の消費者事故等の発生頻度、増加傾向
 - (必要性)
 - ・事故の再発・拡大可能性：同種・類似の消費者事故等が発生する可能性（製品の流通状況、リコール状況、リスクに対する消費者の認識等）
 - ・事故の回避可能性：子どもや高齢者など、自ら事故を回避する能力が必ずしも高くないと考えられる被害者での発生頻度
 - (実効性)
 - ・消費者庁として具体的な対策を講じるための権限
消費者安全法第16～19条（措置要求、すきま事案対応）、消費者庁設置法第4条（省庁横断的な政策立案・調整）
- 重要性、必要性の判断の際には、消費者事故情報の蓄積が不十分であることから、人口動態統計等を適宜参照

○以上のような個別課題のほか、未進展事案が目立つ「その他製品」「その他役務」等については、全般的に追跡確認を実施

(2) 具体的な事案

○消費者安全法に基づいて集約される重大事故等情報のうち、関係機関による連携した対応が必要な事案や、いずれの機関でも対応が講じられないままになっている事案等

- ①遊具・遊戯施設利用に際しての転倒・転落
- ②本棚転倒による圧迫
- ③窒息等の食品事故

○消費者安全法に基づいて集約される消費者事故等情報のうち、多発している事案、特に生活弱者に被害が多発している事案等

- ④健康食品による健康被害
- ⑤ライター火遊びによる火災

○専門家から再発可能性が高いと指摘されている事案

- ⑥浴槽用浮き輪による溺水
- ⑦スーパーボールによる窒息
- ⑧家庭用品による中毒

○多発しており、対策済等であっても取組状況の点検が必要と考えられる分野

- ⑨食中毒
- ⑩家電製品からの出火

3. 分析・原因究明の推進 別紙

(1) 現場調査等を中心に実施

遊具の利用に際しての転倒・転落等、浴槽用浮き輪による溺水、スーパーボールによる窒息事故

(2) 再現実験を中心に実施

本棚転倒事故、食品等による窒息事故

(3) データ解析を中心に実施

家庭用品等による中毒、ライター火遊びによる火災、健康食品による健康被害

(4) 検討中

食中毒、家電製品からの出火等、自転車利用中の事故、介護サービス中の事故

遊具の利用に関する転倒・転落等

- 平成21年度は(社)日本公園施設業協会と連携し、必要に応じて、原因調査を実施
- 今年度は、複合系遊具を中心に事故現場について、施設の修繕及び点検状況等、フォローアップを実施し、必要に応じて事故防止対策等について検討
- 遊戯施設における重大事故等は6件通知され、建築基準法に規定されない施設での事故等も含め、関係機関の取組み状況を調査

[現状・課題]

- 平成21年度に通知された遊具に関する重大事故等(10件)については、(社)日本公園施設業協会と連携し、必要に応じ原因調査や事故防止対策の検討を実施。発生頻度の高い重大事故等の事案について、日常点検の重点項目等を検討するとともに、暫定的な補修事例を取りまとめ、関係機関や地方自治体等に通知(平成22年4月27日)
- 平成22年度(6月末時点)において複合系遊具を含む重大事故等4件の通知
- 遊戯施設については、平成22年度(6月末時点)に重大事故等6件が通知され、建築基準法に規定される施設は、国土交通省において「昇降機等事故対策委員会」で、原因究明及び事故防止対策を実施

[今後の取組み]

- 複合系遊具を中心に昨年度の事故現場について、施設の修繕及び点検状況等についてフォローアップを実施
- 今後の遊具事故発生状況を踏まえ、必要に応じて事故防止対策等について検討
- 建築基準法に規定されない遊戯施設での事故も含め、関係機関の取組み状況を調査



複合遊具での転落事故現場



遊具(遊動ブランコ)での事故現場

本棚転倒事故

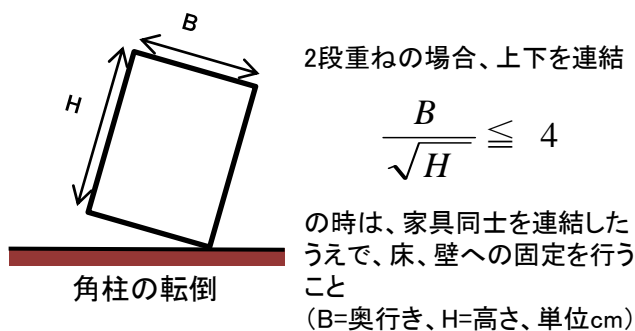
- 昨年、札幌市古本店で本棚転倒事故が発生。事故状況について警察庁等より確認するとともに、関係者から関連情報をヒアリング
- 類似事故防止のために、振動実験台等を用いて通常使用時における家具の転倒に関する安全性について検討し、それらを踏まえ、類似事故防止対策を推進

[現状・課題]

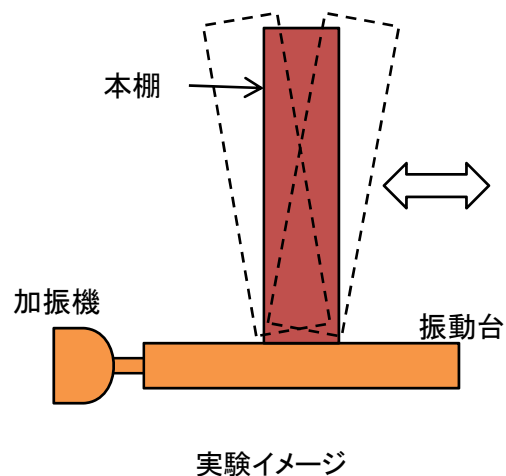
- 昨年、札幌市古本市で発生した本棚転倒事故について、類似の製品使用や使用形態の可能性について、関係機関にヒアリング。通常使用時における類似事故発生の可能性を検討
- 一部関係機関では、家具の転倒に関する安全性について、家具の形状(奥行きと高さ)による評価を実施

[分析・原因究明・事故防止対策等]

- 建築及び機械工学の専門家からの御指導等を踏まえ、明治大学に実験を委嘱、同大の振動実験台等を用いて、通常使用時に想定される状況を再現、床素材や収納方法を変化させ、既存の評価式の有用性を確認
- 実験結果等をふまえ、同種事故防止のための具体的な注意喚起案を検討。全国古書籍商組合、家具協会や家具工業連合工業会等の協力等により、製造者、流通業者及び消費者へ家具の転倒防止に関する注意喚起



日本オフィス家具協会 箱物転倒防止基準
(参考 日本建築学会大会学術講演梗概集
石山ら, 1979年9月)



食品による消費者事故等

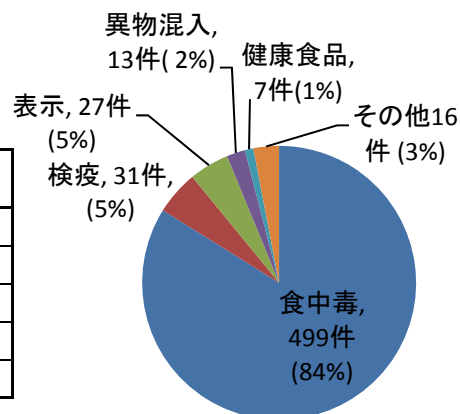
- 平成21年度に通知された食品による消費者事故事案の8割以上は、食中毒に関する案件で、厚生労働省等において適切に対応
- その他の案件も概ね他省庁で対応されており、消費者庁では、窒息事故に関して研究会を設置し、事故防止に取り組むとともに、健康食品による被害についても情報収集・分析を推進

[現状・課題]

- 平成21年度は、消費者事故等(非重大)593件、重大事故等6件(窒息1件、健康食品2件、食中毒1件、表示1件、その他1件)通知
- そのうち8割以上は食中毒に起因する事案で、それ以外では、検疫所での基準値違反(農薬等)、表示違反、異物混入等が発生

重大事故等内容

事故項目	件数	内容
健康食品	2	健康食品で肝炎
食中毒	1	フグ毒(動物性自然毒)で重態
表示	1	おにぎり(卵アレルギー)で死亡
窒息	1	ゼリー(メーカー不明)で死亡
その他	1	氷酢酸でやけど

消費者事故等(非重大)通知
(食品関係)の内訳

- 主な事案の取組み状況は、以下のとおり
 - ・食中毒:厚生労働省「薬事・食品衛生審議会」が中心となって調査し、発生状況を毎年公表。また、自治体では、行政処分した事業者名等を公表
 - ・検疫所での基準値違反:自治体に対応し、各事業者に行行政指導及び回収指示を実施、事業者名等を公表
 - ・異物混入・表示事故:事業者が自主回収し、自治体に報告。特に異物混入は、警察が事件性を調査のうえ、場合によっては事業者も調査
- 重大事故等については、氷酢酸によるやけど、フグ毒以外は、相談者との連絡が取れない等により原因特定不能

[今後の取組み]

- 事故の大半を占める食中毒事故や、検疫での基準値違反については、厚生労働省等、関係省庁において適切に対応
- 消費者庁では、窒息事故に関して、今年度より食品SOS対応プロジェクトやそれを踏まえた研究会を設置、救命救急や食品物性の専門家の御協力を得ながら、事故防止に関する検討を推進。また、健康食品についても、関係機関と連携し、情報収集・分析に着手予定

ライター火遊びによる火災事故

○消費者庁としては、関係機関と連携し、事故状況を把握するとともに、市場流通調査、海外基準調査を行い、消費者への周知及び注意喚起を実施

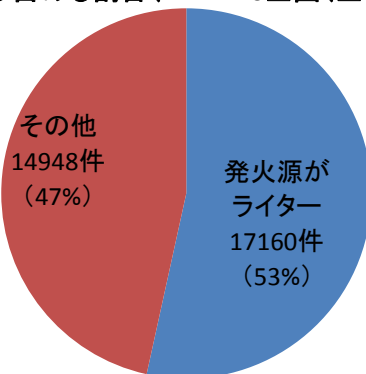
[現状・取組み]

- 経済産業省では、消費生活用製品安全法での安全規制の対象化等についての検討について、昨年消費経済審議会製品安全部会に諮問
- 消費者庁としては、関係機関と連携して、事故状況を把握するとともに経済産業省等と連携して我が国のライター流通の実態把握

[分析・原因究明・事故防止対策]

- 消防庁と連携し、政令指定都市消防本部に照会した結果、最近5年間の火遊びによる火災について、発火源がライターであるものの占める割合は5割強(H11～20全国(全年齢))
- 平成16年から20年にかけて、政令指定都市では行為者が5歳未満の場合に特に高い死傷者の発生率。製品が判明した事例では、使い捨て式が約9割
- さらに、市場流通調査、海外基準調査を実施
- 子供のライター使用に関わる注意点及びライターの適切な廃棄方法について、関係機関と連携して、消費者への周知及び注意喚起を実施(22年3月、6月、10月)
- 消費生活用製品安全法における特定製品及び特別特定製品に追加

火遊びによる火災のうち発火源がライターであるものの占める割合(H11～20全国(全年齢))



火遊びによる火災のうち発火源がライターの火災の死傷者発生率(H16～20政令指定都市(12歳以下))

行為者年齢	件数 [件]	死者数 [人]	負傷者数 [人]	死傷者の発生率[注1]
5歳未満	107	1	73	69.2
5歳以上12歳以下	419	7	72	18.9
合計	526	8	145	29.1

※全年齢での総件数は1319件

注1)「死傷者の発生率」=(死者数+負傷者数)÷件数×100

火遊びによる火災のうち発火源がライターのものの分類結果(判明分のみ)

(H16～20政令指定都市(12歳以下))(単位:件)

行為者年齢	使い捨て式 86.1%			注入式 5.7%			その他(点火棒を含む) 6.7%	ノベルティ 1.5%	合計
	フリント式	電子式	小計	フリント式	電子式	小計			
5歳未満	19	58	77	2	0	2	7	3	89
5歳以上12歳以下	25	65	90	2	7	9	6	0	105
合計	44	123	167	4	7	11	13	3	194

浴槽用浮き輪による溺水事故

- 「日本小児科学会雑誌Injury Alert」(平成19年)で、浴槽用浮き輪による事故報告。(社)日本玩具協会でも、共同社告による注意喚起等を実施
- 消費者庁では、平成21年度に当該製品の流通・販売状況を調査
- 「日本小児科学会雑誌Injury Alert(平成22年)」において、類似事案の報告。事故発生状況等を調査するとともに、関連事業者へヒアリングし、今後の対応を検討

[現状・課題]

- 国内で浴槽用浮き輪の類似事故は国民生活センターに10件報告
- (社)日本玩具協会においては、平成19年共同社告による注意喚起等を実施
- 「日本小児科学会雑誌Injury Alert」において、平成19年、21年に事故発生の報告

[分析・原因究明・事故防止対策]

- 流通実態調査(平成21年度)
 - ・卸問屋837店における流通実態や、玩具店、100円均一ショップ等約8000店舗の販売実態について調査し、浴槽用浮き輪については取扱いが無いことを確認
- 事故状況調査
 - ・平成22年度に発生した2件について、緊急搬送先の医師や家族から詳細な事故発生状況をヒアリング。両件とも事故原因は、プール用浮き輪であることを確認
 - ・プール用浮き輪について、関連事業者等から設計の考え方、構造等についてヒアリング
- 事故防止対策
 - ・関係者からのヒアリング結果を踏まえ、プール用浮き輪についても事故防止対策を検討

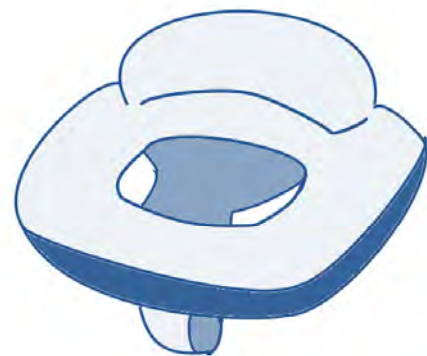
対象製品	製造元	問い合わせ先
2等の子供用浮き輪	株式会社 赤いんぼ	011-354-1159
ワケキル	株式会社 エフセル	06-6997-0099
ママが使えるお風呂用浮き輪	株式会社 国産玩具	06-6966-7761
スマートロー	株式会社 レックス	06-6511-7666
お風呂用浮き輪	株式会社 ショッピングランド	06-6566-7999
お風呂用浮き輪	株式会社 マットランド	06-6566-7999
お風呂用浮き輪	株式会社 マットランド	06-6566-7999
バスローチェ	株式会社 マットランド	06-6566-7999

「浴槽用浮き輪」(座れるタイプ)を「購入のお客様へ」
 平素は弊社共の製品をご利用いただきありがとうございます。
 さて、弊社共が販売しております「浴槽用浮き輪」(座れるタイプ)について、国民生活センターから幼児の溺水事故が発生している旨の報告がありました。日本玩具協会でも会員企業等を調査したところ、過去10年間に六件の事故があったことが判明しました。これらの事故は死亡などの重大製品事故には至っていませんが、消費者の信頼には浴槽で使用される製品のリスクの説明や注意事項を十分に御承知頂く事が重要であると存じます。対象品へ愛用のお客様におかれましては、事故発生防止のために、次の事項を御理解頂きたく存じます。
 平成十九年八月

「浴槽用浮き輪」(座れるタイプ)を「購入のお客様へ」
 平素は弊社共の製品をご利用いただきありがとうございます。
 さて、弊社共が販売しております「浴槽用浮き輪」(座れるタイプ)について、国民生活センターから幼児の溺水事故が発生している旨の報告がありました。日本玩具協会でも会員企業等を調査したところ、過去10年間に六件の事故があったことが判明しました。これらの事故は死亡などの重大製品事故には至っていませんが、消費者の信頼には浴槽で使用される製品のリスクの説明や注意事項を十分に御承知頂く事が重要であると存じます。対象品へ愛用のお客様におかれましては、事故発生防止のために、次の事項を御理解頂きたく存じます。
 平成十九年八月

お子様は頭が重いので、バランスを崩すと転倒しやすく、溺れると死亡等の事故につながるおそれがあります。
 一、対象品を使用中は、保護者の目が必ず付き添い、決してお子様から目を離さないでください。
 二、風呂の湯量不足や手すりにつかまらずにより、お子様がバランスを崩し転倒しないかを必ずご確認ください。
 社団法人日本玩具協会 03338292513

浴槽用浮き輪 共同社告



浴槽用浮き輪

スーパーボールによる窒息事故

- スーパーボールの窒息事故については、「日本小児科学会雑誌 Injury Alert」に1件、東京消防庁管内で平成18～20年に2件の救急要請事案が発生
- (社)日本玩具協会では、3歳未満の幼児に対する使用禁止又はその旨の注意表示の自主基準・マーク表示等を実施しているが、スーパーボールすくい等では注意喚起が不十分
- 今後は、(社)日本玩具協会等の協力により、スーパーボールすくい等を対象に事故防止対策を検討

[現状・課題]

- スーパーボールの窒息事故については、「日本小児科学会雑誌 Injury Alert」に1件（死亡）報告されており、東京消防庁管内で平成18～20年に2件（重篤1、重症1）の救急要請事案が発生
- (社)日本玩具協会では、誤飲チェッカー等による検査を踏まえ、3歳未満の幼児に対する使用禁止又はその旨の注意表示の自主基準・マーク表示等を実施しているが、露店や商店街のスーパーボールすくい等では注意喚起が不十分
- 平成21年度は、卸問屋(837店)にアンケート調査を実施、約4割から回答があり、約2400万個のスーパーボールが市場流通（径32mm未満約2割、日本製が約5割）。一般消費者は玩具店や露天・駄菓子店から多く購入

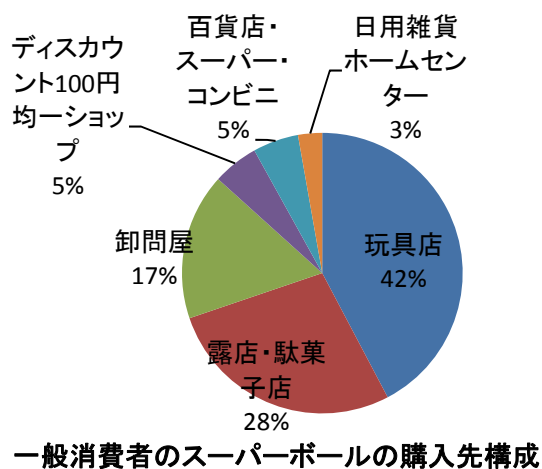
[分析・原因究明・事故防止対策]

- (社)日本玩具協会等と連携し、スーパーボールによる窒息事故防止対策について検討



分離可能な部品の形状については、円筒の内部にどのような位置であれ、納まってはならない

誤飲チェッカー



家庭用品等による中毒事故

- 家庭用品等による中毒事故について、5歳以下では最近10年間で約20万件的事故情報があり、そのうち2～4割程度は、医療機関等による措置が必要な事案または医療機関を受診した(相談のみを含む)事案
- 同種・類似事故防止のために、優先度の高い事案を抽出、注意喚起等による対策を実施

[現状・課題]

- (財)日本中毒情報センターには、家庭用品等による中毒事故について最近10年間(1999～2008年)で約25万件が相談され、その8割以上が5歳以下で発生。そのうち、約9割が経口摂取事故
- その他、経皮曝露事故、吸入事故、及び眼に曝露した事故も多発しており、消費者庁では、事故発生頻度や傾向、被害程度等について、(財)日本中毒情報センターと連携し調査

[今後の取組み]

- 5歳以下の中毒事故のうち、医療機関等による措置が必要な事案や医療機関を受診(相談のみを含む)した事案は2～4割程度
- (財)日本中毒情報センターと連携し、転帰等を確認している追跡調査事例のうち、入院加療を必要とした事例など重症度の高い事例(100例)から、発生頻度や傾向、被害程度を勘案のうえ、優先的に取り組むべき事案として、灯油、ボタン型・コイン型電池等を抽出
- また、重篤な事件事例について、誤飲リスクを低減させる事故防止対策として、事故原因を分析し、ペットボトル等への移しかえ等について注意喚起するとともに、事故直後の適切な対処法について取りまとめ

重篤な事件事例

物質	把握総数	重篤な事件事数	入院率
キャンドルオイル	4	3	75%
灯油	56	8	43%
ボタン型・コイン型電池	63	1	21%
樟脳/ナフタリン/パラジクロロベンゼン剤(防虫剤)	74	0	16%
除光液	72	1	14%
衣料用洗剤-粉末	62	3	5%

家庭用品等での重篤な事件事例100例

うち	事例数
肺炎・肺水腫	30例
意識障害	13例
痙攣	4例
消化管狭窄	3例
鼻中隔穿孔・壊死	3例
人工呼吸管理	8例
手術による摘出	8例
解毒剤投与	6例

(重複を含む)

医療機関からの問い合わせ例の追跡調査結果
(日本中毒情報センター:5歳以下、2003～2009)

家電製品の火災事故等

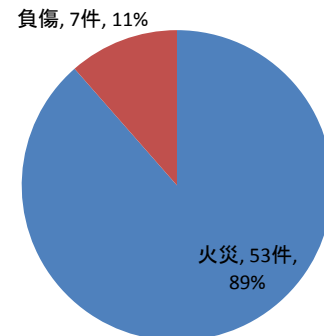
- 平成21年度に通知された重大事故等のうち火災事故が9割以上。消防庁においては、製品火災に係る火災原因調査結果について各消防機関から調査結果の報告を受けているところ。消費生活用製品安全法による報告事案(約7割)以外も事故品が入手できない場合等を除き、NITEで追跡調査を実施。
- 原因究明された事案の約9割がリコール品で、さらに事故原因として構造上の欠陥や長期使用による劣化等の事故原因を調査予定

[現状・課題]

- 平成21年度に通知された家電製品に関する重大事故等として60件通知。そのうち製品起因でないもの6件、未進展その他4件、分析着手23件、対策検討・実施中等1件、対策済26件
- 冷蔵庫や電気ストーブ等に関して多く通知され、火災が約9割、負傷約1割

製品分類(件数2件以上)

製品	件数	製品	件数
冷蔵庫	6	洗濯機	3
電気ストーブ	5	携帯電話	2
電気コンロ	3	オーディオプレーヤー	2
電子レンジ	3	電気ポンプ	2
洗濯乾燥機	3	電気冷温風機	2
パソコン	3	生ごみ処理機	2
エアコン	3	テレビ	2



[今後の取組み]

- NITEや消防庁と連携し、消費生活用製品安全法による報告事案以外も原因等を追跡調査
 - ・製品起因であることが分かった事案のうち、約9割がリコール対象品であり、それらについて、構造上の欠陥や長期使用による劣化等の原因を詳細分析
- 調査結果を踏まえ同種事故防止のための効果的な対策を検討

